

根室港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和4年3月

根室港港湾管理者
根 室 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 4 年 5 月 根室市地方港湾審議会
- ・平成 4 年 6 月 港湾審議会第 1 4 1 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 9 年 2 月 根室市地方港湾審議会
- ・平成 9 年 3 月 港湾審議会第 1 6 2 回計画部会
- ・平成 1 1 年 3 月 根室市地方港湾審議会
- ・平成 1 3 年 1 0 月 根室市地方港湾審議会
- ・平成 1 5 年 9 月 根室市地方港湾審議会

の議を経た根室港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
------	---

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	3
3 水域施設計画	4
4 外郭施設計画	5
5 小型船だまり計画	6
6 マリーナ計画	8
7 臨港交通施設計画	9

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画	1 1
--------------	-----

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画	1 2
2 土地利用計画	1 2

その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	1 3
-------------------------	-----

変 更 理 由

1. 漁船の利便性向上を図るため、中央地区において、公共埠頭計画、土地造成計画及び土地利用計画を計画する。
2. 土地利用形態の変化に対応するため、南地区において、旅客船埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。また、需要動向の変化に伴い、マリーナ計画を削除する。
3. 漁船の安全かつ効率的な利用に対処するため、南地区において、小型船だまり計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1－1 根室港区中央地区

漁船の係留施設等の不足に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 4 m	物揚場 延長 6 3 m	[既設の変更計画]
埠頭用地	1 h a (荷捌施設用地)	[新規計画]

〔	既設	〕
	水深 2 . 5 m 延長 6 4 m	

なお、これに伴い、海岸町物揚場 1 1 mを廃止する。

2 旅客船埠頭計画

2-1 根室港区南地区

需要の変化に対処するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [既定計画の変更計画]

[	既定計画			
	水深 5 m	岸壁 1 バース	延長 120 m	
	埠頭用地	1 ha (旅客施設用地)		

3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3－1 航路

根室港区中央地区

水深 5.5 m 幅員 90 m [新規計画]

3－2 泊地

根室港区南地区

水深 5.5 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

根室港区中央地区

水深 4 m 面積 1 ha [新規計画]

[	既定計画	]
	根室港区南地区	
	水深 5 m 面積 4 ha	

3－3 航路・泊地

根室港区南地区

水深 5.5 m 面積 4 ha [新規計画]

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

4－1 根室港区南地区

南外防波堤	延長	1 3 0 m	[既定計画の変更計画]
-------	----	---------	-------------

南副防波堤	延長	2 2 0 m	[既定計画の変更計画]
-------	----	---------	-------------

既定計画			
	南外防波堤	延長	8 5 0 m
	南副防波堤	延長	1 7 0 m

5 小型船だまり計画

5-1 根室港区南地区

漁船の利便性向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

本町船だまり

泊地	水深 2.5 m	面積 1 h a	[既定計画の変更計画]
防波堤		延長 66 m	[既定計画の変更計画]
物揚場	水深 2.5 m	延長 230 m	[既定計画の変更計画]
船揚場		延長 33 m	[既定計画の変更計画]
埠頭用地	1 h a (荷捌施設用地)		[既定計画の変更計画]

既定計画			
泊地	水深 3 m	面積 1 h a	
防波堤		延長 150 m	
物揚場	水深 3 m	延長 430 m	
船揚場		延長 50 m	
埠頭用地	3 h a (荷捌施設用地)		

なお、船だまりの移設に伴い、以下の施設を廃止する。

既設

弥生町船だまり

防波堤 延長 2 9 0 m

物揚場 水深 1 . 5 m 延長 2 3 8 m

船揚場 延長 4 6 m

埠頭用地 1 h a (荷捌施設用地)

6 マリーナ計画

6-1 根室港区南地区

需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画			
泊地	水深 3 m	面積	1 h a
防波堤		延長	1 4 5 m
小型栈橋		1 基	
物揚場	水深 3 m	延長	7 5 m
船揚場		延長	3 0 m
レクリエーション施設用地		面積	3 h a

7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、次の施設について計画を変更する。

臨港道路弥生町埠頭線	[既定計画の変更計画]
------------	-------------

起点	臨港道路本町埠頭線
----	-----------

終点	道道根室半島線	2車線
----	---------	-----

臨港道路弥生町埠頭1号線	[既定計画の変更計画]
--------------	-------------

起点	旅客船埠頭
----	-------

終点	臨港道路弥生町埠頭線	2車線
----	------------	-----

臨港道路本町埠頭線	[既定計画の変更計画]
-----------	-------------

起点	本町埠頭
----	------

終点	臨港道路弥生町埠頭線	2車線
----	------------	-----

既定計画

臨港道路弥生町埠頭線

起点 弥生町緑地

終点 臨港道路本町埠頭線 2 車線

臨港道路弥生町埠頭 1 号線

起点 第 3 小型船だまり

終点 道道根室半島線 2 車線

臨港道路本町埠頭線

起点 本町埠頭

終点 道道根室半島線 2 車線

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路弥生町埠頭 2 号線

起点 旅客船埠頭

終点 道道根室半島線 2 車線

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

根室港区南地区

緑地 3 h a [既定計画の変更計画]

〔	既定計画	〕
	緑地 5 h a	

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用 途 地区名	埠 頭 地	港 湾 連 地	交 流 生 地	工 業 地	都 市 能 地	交 通 能 地	緑 地	合 計
南	(1) 1		(2) 2			(1) 1	(2) 2	(6) 6
中 央	(1) 1							(1) 1
合 計	(2) 2		(2) 2			(1) 1	(2) 2	(6) 6

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3) 今回の変更に関わる地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用 途 地区名	埠 頭 地	港 湾 連 地	交 流 生 地	工 業 地	都 市 能 地	交 通 能 地	緑 地	合 計
南	(1) 1	(1) 1	(2) 2			(1) 1	(3) 3	(7) 7
中 央	(6) 6	(12) 12				(1) 1		(19) 19
合 計	(7) 7	(13) 13	(2) 2			(1) 1	(3) 3	(26) 26

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

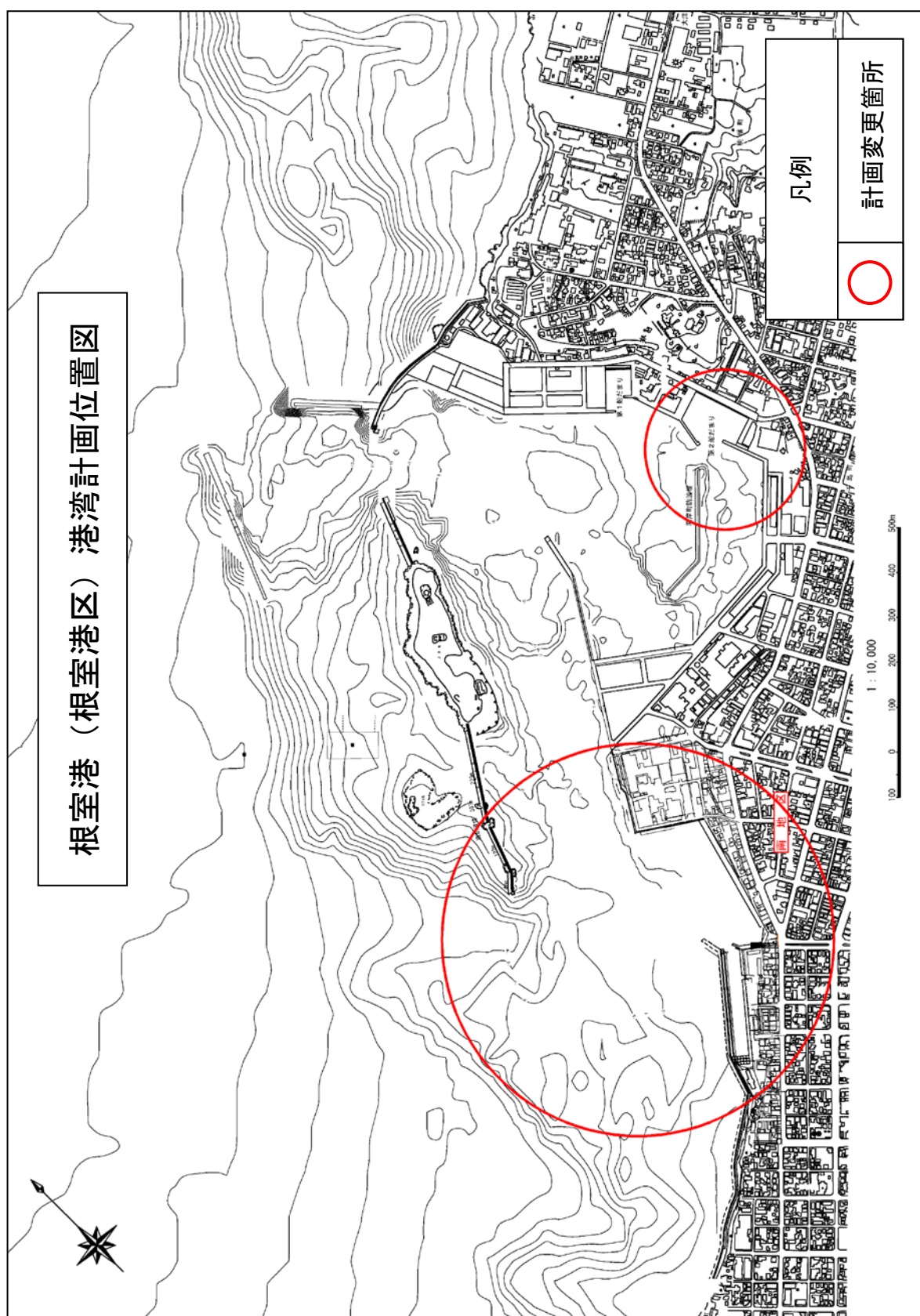
注 3) 今回の変更に関わる地区についてのみ記述した。

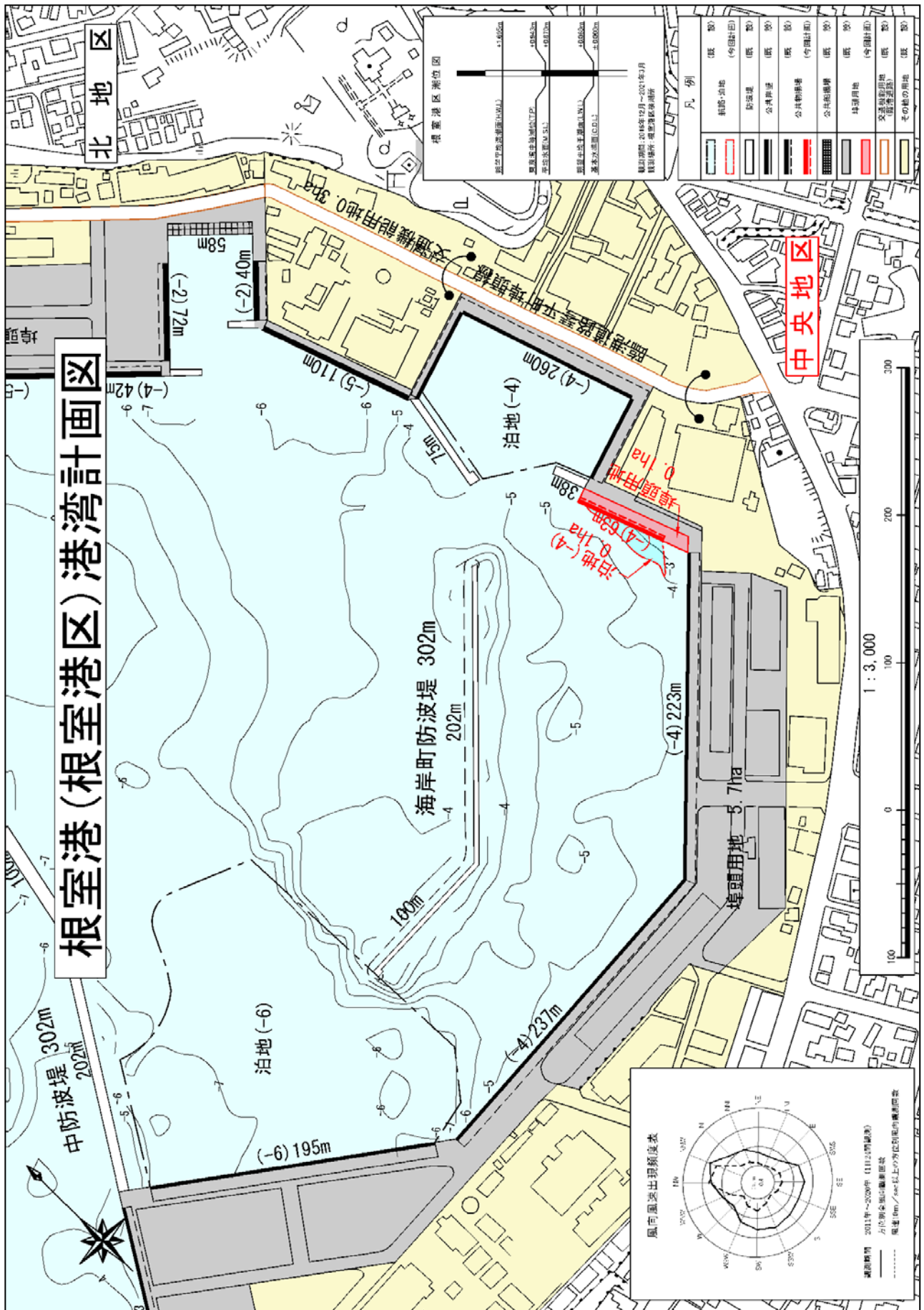
その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 開発空間の留保

根室港区南地区地先については、将来の土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。





根室港港務管理者